

地主さんのための 相続前～中～後の相続対策(4)

「遺言書がなくてトラブル、 遺言書があってトラブル(上)」

フジ相続税理士法人 税理士 高原 誠

◎あけまして
おめでとうございます

「一年の計は元旦にあり」といいますが、気持ちが新たになる年初は、今後の人生の計画を立てるのにも適した時期ではないでしょうか。遺言書やエンディングノートを作ろうとお考えの方も

いらっしゃるかもしれませんね。

◎遺言書を作れば、必ず遺産分割トラブルを回避できる？

遺言書は、亡くなられた方のまさしく「最後に遺す言葉」。“遺産分割トラブルの回避に効果的”と一般的に言われますが、言葉の遺し方によっては、残念ながら火に油を注ぐ結果となってしまいうケースもあります。もちろん、遺言書を遺していなかったばかりにトラブルに発展してしまうこともあります。今号より2回に分けて、実際にあった2つの事例について考察してみたいと思います。今回は、「遺言書がなくてトラブルになったケース」です。

◎遺言書がなくてトラブルになったケース

S県S市にお住まいのT様の事例です。T様のご先祖は代々、農業を営んでいらっしゃいましたが、お父様の代になってからは廃業され、不動産賃貸業をメインになさっていました。もともとは古くから続く農家だけあって、ご自宅の敷地は広大です。首都圏にありながら、その面積はなんと220坪。この他にアパートや貸宅地、市街化調整区域内に田畑なども持っていたらっしゃいましたが、やはり大きいのは自宅敷地の存在です。相続税評価額で考えても、総財産の中に占める割合は自宅敷地が突出していました。

相続人は長男であるT様と、次男にあたる弟様の2名です。T様はお父様と同居、弟様は実家から歩いて数分のところにある土地をお父様から借り、ご自身で家を建てて住んでいらっしゃいました。

さて、私たちにご相談をいただいたのはお父様が亡くなられた後です。相続税申告のご依頼をいただいたのですが、なんとと言いましても問題はご兄弟の不仲です。会話も出来ないほどではありませんが、遺産分割について協議しようにも、弟様は「財産を1円単位でキッチリ2分の1に分けてもらう」と一歩も譲らない姿勢でした。

◎お父様は兄弟の不仲を楽観視

T様はご自宅を相続したいと考えています。そして、その自宅敷地だけで総財産の2分の1を超えてしまっているため、弟様に代償金を支払う必要がありました。しかし、一度に支払うだけの現金はありません。ここでT様は選択を迫られました。

1. 住んでいる自宅敷地を売却し、分割する
2. 遺産分割を弟様に有利な形でまとめる

しかし、いずれの選択肢も抵抗があります。ご自宅の敷地は先祖伝来の土地ですので売却したくありませんし、お子様たちが学校に通っている関係もあり簡単に引っ越すこともできませんから、1.を選択することはできません。2.についても、ご近所の目があり心理的に難しいようでした。なぜこんな事態になってしまったのか、問題は2点あります。「自宅敷地だけで総財産の半分を超えている」という点がひとつ、もうひとつは、「お父様がご兄弟の仲の悪さを楽観視していらしかった」という点です。

T様の奥様はご兄弟の不仲をご存知でしたので、お父様の生前から時折、遺言書を作ってはどうかと勧めていたそうです。しかしお父様は「大丈夫、大丈夫」と言うばかりで、残念ながらその気にならなかったようです。

「自宅を長男に相続させる」という遺言と、ご次男の遺留分(一定の相続人が最低限相続できる財産の割合)をまかなえるだけの生命保険契約などをしておけば、今回のようなトラブルは避けられたのですが、“後悔先に立たず”です。

◎遺産分割トラブルは必ず起きる、という前提で

こうした遺産分割トラブルの話聞いても、「ウチは大丈夫」と思っている方は多いかと思えます。しかし、遺産分割やお葬式、一族の将来等について話し合ったことのない方は、これらについて一度ご家族全員で話し合ってみることを、ぜひともお勧めします。「泣く泣くも良い方を取る形見分け」という言葉もありますように、どんなに仲の良い家族でも、いざ相続のときがくると、人の心は分からないものです。

ポイントは、「一度に」「家族全員で」話し合うことです。個別に想いを語ったばかりに、「お父さんは言った・言わない」だけでなく、言葉の解釈が問題になることもあるためです。

ちなみにT様のケースは、代償金を分割払いで弟様に支払うということで決着しました。そしてお父様の遺した財産はもちろん、お葬式にかかった費用や頂戴したお香典についても、1円単位までキッチリと分割されました。ただし、お話し合いは最後まで長男・次男間ではまとまらず、それぞれの奥様同士が代理人となり、あっさり決着させたのが何とも印象的な事例でした。